

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 41、議案第 39 号、平成 27 年度多度津町一般会計予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 1 回多度津町議会定例会におきまして、議案第 39 号、平成 27 年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対をいたします。

款 1. 議会費、香川人権研究所団体会費 2 万円、款 3. 民生費、人権同和施策事業費 392 万円、款 10. 教育費、人権同和教育事業費 219 万 3,000 円、計 613 万 3,000 円でございます。

1969 年同和対策事業特別措置法が施行されてから 33 年、2002 年 3 月末に地対財特法が失効して 13 年が経過したにもかかわらず、今なお完全終結に至らないで、不公正な 613 万 3,000 円の予算を計上しております。

これは、基本的に同和行政、同和教育行政の継続を前提にしたもので、行政をゆがめるものであり、法的にも行政的にも、多度津町には同和地区はないのに人権教育として同和施策推進とし、多くの町民や保護者の願いに逆行するものとなっております。

同和行政はどんなに上手に行っても不信感を生みます。

まして、法律も失効してないのに特別なことを続ければ変な意識をつくります。だからこそ、一刻も早く同和施策事業は終了しなければなりません。

また、行政と運動との区別をすべきで、結果的に逆差別を広げていくことになりかねません。

今地方行政の主体性の確立が問われており、同和行政、同和教育の終結、廃止をすれば同和問題の解決を大きく前進させることができ、こだわりも解消できることとなります。

したがって、議案第 39 号、平成 27 年度多度津町一般会計予算については、このような予算ではなく、1、町民の足を守る地域交通、生活交通としてのコミュニティバスの運行、2、立てかえ払いなしでの子供の医療費を中学校卒業

15 歳まで窓口無料化とするなどの予算に回すべきであり、改善すべき点があるので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 39 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。